

【 南房総市奨学資金貸付制度のご案内 】

この制度は、進学等の意欲と能力がありながら経済的理由によって、高校・専門学校・大学の進学等困難な者に対し奨学金を貸与して、その意思を達成せしめ、有為の人材を育成することを目的とした貸与制度です。

1. 申請資格

奨学資金の貸付けを受ける人は、次の①～③のいずれにも該当し、在学学校長が適当と認め推薦した者。

- ① 南房総市に住所ありし、引き続き1年以上居住している者又は同市に住所を1年以上居住している子弟であること。
- ② 学業成績優秀な品行方正で心身強健な者
- ③ 経済的理由により修学困難な者又は学費支出の困難な世帯の子ども

2. 貸付内容

貸付金額	区 分	修学金	入学支度金(1回のみ)
	高校生等	月額2万円以内 (※1)	—
	大学生等	月額4万円以内 (※1)	30万円以内
貸付期間	入学又は在学する学校の正規修学期間		
対象人数	毎年10名程度。但し予算の状況によって変わることがあります。		
貸付方法	毎月当該月分を貸付けます。(指定口座への振込み) 入学支度金については(最初の貸付月に指定口座に振込み)		
返還方法	卒業(貸付期間が満了)後、1年を経過した年から貸付期間の2倍に相当する期間内での割賦返還(金融機関または市窓口納付)		
返還利息	無利子です。 但し、正当な理由なく滞納した場合は年14.6%の延滞金が課せられます。		
連帯保証人	2名(身元が確実であり、独立の生計を営む60歳未満の成年者) ✓申請者が未成年である場合は、保証人のうち一名は必ず当該親権者又は後見人とします。 ✓それぞれ印鑑証明書が必要(発行から3か月以内)		

(※1) 災害その他特別な事由がある場合で新規貸付に限り、高校生等は最大3万円以内、大学生等は最大6万円以内とすることができます。

3. 申請から貸付開始まで

① 申請書類の提出

- (1) 奨学資金貸付申請書
- (2) 調査書(任意様式)
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 世帯の収入がわかる書類
- (5) 入学通知又は在学証明書

受付～審査

- ・8～11月の1期、2月～4月の2期に分けて受付と審査を行います。
- ・審査委員が必要と判断した場合、追加の書類や聞き取り等を依頼することがあります。

② 審査結果の受取

決定通知書にてお知らせします。
ただし、1期目の審査結果では仮扱いとし、進学先が決定した後、本決定として効力を生ずるものとします。

③ 書類の提出

- (1) 奨学資金振込口座
 - (2) 奨学資金借用証書
 - (3) 誓約書
- ※様式は結果通知と共に送付します。

④ 貸付開始

貸付期間中は毎月20日(土日祝日の場合は前営業日)に奨学資金を指定口座に振込みます。

4. 貸付期間中

貸付中の提出書類

毎年4月に学業成績表を提出してください。
また、以下の事由が発生した場合は手続きが必要です。速やかにご連絡ください。

- ・転校、留年、休学、退学等
- ・申請者及び保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- ・連帯保証人の変更

5. 貸付終了から返還まで

① 猶予期間

貸付終了後、1年の返還猶予期間があります。

② 返還

期間中、毎年度当初に1年分(12月分)の納付書を送付します。
毎月末までに市役所または指定の金融機関窓口で収めてください。
なお、返還の期限は前倒しすることが出来ます。
また正当な理由無く滞納があった場合は年14.6%の延滞金が賦課されます。

③ 完了

返還が完了した時、通知します。